

通所介護相当サービス事業契約書別紙
(兼重要事項説明書)

【介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所】

和寿園デイサービスセンター

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業（通所介護相当サービス事業）契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（ ）様）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人和寿園
主たる事業所の所在地	〒669-2727 兵庫県丹波篠山市高屋24番地
代表者（職名・氏名）	理事長 山本 喜代治
設立年月日	昭和32年4月1日
電話番号	079-593-0069

2 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	特別養護老人ホーム和寿園
サービスの種類	第1号通所事業（通所介護相当サービス事業）
事業所の所在地	〒669-2727 兵庫県丹波篠山市高屋19番地2
電話番号	079-593-0069
指定年月日・事業所番号	平成18年4月1日 2871400145
管理者氏名	瀧脇 大史
通常の事業実施地域	丹波篠山市

3 事業目的と運営方針

事業目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことが出来るよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭の状況等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化防止、もしくは要介護状態となることからの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

第1号通所事業（通所介護相当サービス事業）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能を図るサービスです。

5 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし年末年始（1月1日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後6時まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時40分まで

6 事業所の職員体制 *兼務

従事者の職種	勤務形態・人数
生活相談員	*常勤 1人以上
看護職員	*非常勤 1人以上
介護福祉士	常勤換算 5人以上
機能訓練指導員	*非常勤 1人以上

7 サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供責任者及び管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点や要望がありましたら、お申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 小立 香陽子
管理責任者の氏名	管理者 瀧脇 大史

8 利用者負担（利用料）

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として介護保険負担割合証に応じた基本料金の1割又は、2割・3割の額です。ただし、介護予防・生活支援サービス事業の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号通所事業・通所介護相当サービス事業の利用料・・・基本部分、加算、の合計額となります。

【基本部分：通所介護相当サービス事業】

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	16,720 円/月 週1回	1,672 円/月	3,344 円/月	5,016 円/月
要支援2	17,140 円/月 週1回	1,714 円/月	3,428 円/月	5,142 円/月
	34,280 円/月 週2回	3,428 円/月	6,856 円/月	10,284 円/月

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額が上限であり、これが改定された場合は、これらの基本料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に基本料金を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算については、全てひと月単位となります。

加算の種類	加算要件(概要)	加算額		
		基本料金 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
サービス提供体制強化加算(I)イ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	事業対象・要支援1・2 72 円	144 円	216 円
		支援2(週2回) 144 円	288 円	432 円
介護職員処遇改善加算I	当該加算の算定要件を満たす場合(5.9%) *(注1)	事業対象・要支援1 102 円	204 円	306 円
		要支援2(週1回) 105 円	210 円	315 円
		要支援2(週2回) 210 円	420 円	630 円

(注1) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) その他の費用

食費	食事提供を受けた場合、1回につき620円の食費をいただきます。
入浴料	入浴をされた場合、1回につき200円の入浴料をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回りの品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合、キャンセル料をいただくことがあります。ただし、あなたの体調や容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

(4) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座振替払い	取扱金融機関 中兵庫信用金庫 各支店 丹波ささやま農協 各支店
お振込み	◎中兵庫信用金庫 丹南支店 普通預金 口座名 和寿園デイサービスセンター 管理者 瀧脇 大史 口座番号 0103551 ◎丹波ささやま農業協同組合 西紀大山支店 普通預金 口座名 社会福祉法人和寿園 理事長 山本 喜代治 口座番号 7870393
現金払い	デイサービスご利用時に持ってきていただくか、和寿園事務所窓口にてお支払いください。

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が起こった時は、速やかに主治医(かかりつけ医)及び家族へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び丹波篠山市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 1 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	責任者	所長	瀧脇 大史
		相談員	小立 香陽子
	受付時間	毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00	
	電話番号	079-593-0069	

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	丹波篠山市保健福祉部長寿福祉課	電話番号 079-552-6928
	兵庫県国民健康保険団体連合会	電話番号 078-332-5617

1 2 サービス利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようにお願いします。
- (3) 体調や容態の急変などにより、サービスを利用されないときは、出来る限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項説明をしました。

事業者 所在地 兵庫県丹波篠山市高屋24番地
事業者(法人)名 社会福祉法人和寿園
代表者職・氏名 理事長 山本 喜代治 印
説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文章が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住所
氏名 印

署名代行者(又は法定代理人)
住所
本人との続柄
氏名 印